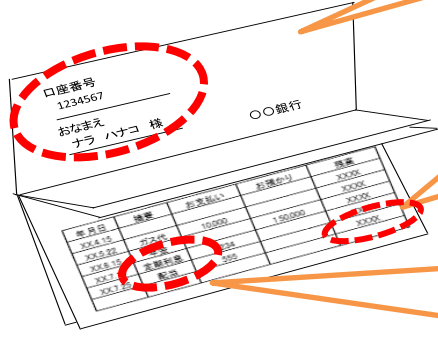


負担限度額認定申請書の添付書類について

【参考】預貯金等の例

具体例		添付書類について																									
A	<p>預貯金 (普通・定期)</p> 	<p>①通帳表紙の次のページ (1枚目をめくった、口座番号・名義人等が記載されているページ)</p> <p>②最終の残高が記帳されているページ (申請する日より前の2か月間の流れがわかる箇所すべて) ※ 年金受給がある方は、年金の振り込みがわかる箇所が写るようにしてください</p> <p>③定期利息等の記載がある場合は、普通預金の他に定期預金の通帳がある可能性があります。ある場合は必ず申告・提出が必要です。</p> <p>④配当、分配、〇〇証券等の記載がある場合は、有価証券や投資信託をされている可能性があります。ある場合は必ず申告・提出が必要です。</p> <p style="text-align: center;">④について 詳細はこちら</p>																									
B	<p>有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)</p>	<p>証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</p> <p>評価額等がわかるものを提出して下さい。なければ名称・数量がわかるものでも構いません</p>																									
C	<p>投資信託</p>	<p>銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</p> <table border="1" data-bbox="989 1064 1484 1288"> <caption>取引残高報告書 〇〇様</caption> <p style="text-align: right;">××株式会社 20××年×月×日</p> <p>お預かり残高等の明細</p> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>～</th> <th>時価評価額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XXファンド</td> <td>△△</td> <td>～</td> <td>1,234,567</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>YYファンド</td> <td>▲▲</td> <td>～</td> <td>987,654</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ZZ株式会社</td> <td>◇◇</td> <td>～</td> <td>3,210</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>XXXXXXX</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	～	時価評価額	円	XXファンド	△△	～	1,234,567	円	YYファンド	▲▲	～	987,654	円	ZZ株式会社	◇◇	～	3,210	円	合計			XXXXXXX	円
名称	数量	～	時価評価額	円																							
XXファンド	△△	～	1,234,567	円																							
YYファンド	▲▲	～	987,654	円																							
ZZ株式会社	◇◇	～	3,210	円																							
合計			XXXXXXX	円																							
D	<p>出資金 (JA・信用金庫など)</p>	<p>出資金がわかるもののコピー (出資証券・残高通知の写し、残高証明も可)</p>																									
E	<p>金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属</p>	<p>購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)</p>																									
F	<p>タンス預金 (現金)</p>	<p>添付書類は必要ありませんが、金額を申告してください。</p>																									
G	<p>負債 (借入金・住宅ローンなど) ※預貯金等のA～Eの合計から差し引くことができます</p>	<p>借用証書など負債額が分かる書類の写しを添付してください</p>																									

- ・生命保険
- ・自動車
- ・貴金属 (腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)
- ・その他高価な価値のあるもの (絵画・骨董品・不動産・家財など)



× 申告の必要ありません

～添付書類は、毎年どなた様にも提出をお願いしております～

※ 生活保護受給者の方は、添付書類の省略が可能です

⇒ 上の表のうち、**該当するもの全て**を提出してください

⇒ 配偶者 (夫や妻) がおられる方は、**ご本人様と配偶者様名義のもの**が必要です